

# Weekly Report

第502号  
平成31年4月22日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 知っておきたい印紙税Q & A

印紙税は、印紙税法に規定された課税文書（1～20号）に対して課せられるもので、領収書や契約書などは課税文書に記載された金額に応じて印紙税額が定められています。

### Q. 印紙税の納付方法は？

A. 印紙税の納付は原則、作成した課税文書に所定の額面の収入印紙を貼り付け、印章または署名で消印することによって行います。

### Q. 印紙を貼り忘れた場合は？

A. 納付すべき印紙税額の3倍の過怠税が課せられます（自主的に申し出た場合は1.1倍）。また、印紙に消印しなかった場合は、その印紙と同額の過怠税が課せられます。なお、印紙が貼られていない場合でも契約書等の効力は無効になりません。

### Q. 契約書や領収書の金額はどのように記載する？

A. 消費税額を区分記載している場合は、消費税額を除いた金額が記載金額となります。例えば、領収書は記載金額5万円以上であれば課税対象ですが、「商品代金52920円（うち消

費税3920円）」のように区分記載した場合、記載金額は49000円となり印紙税は課されません。この取扱いは1号文書（不動産売買契約書等）、2号文書（工事請負契約書等）、17号文書（領収書等）に限られます。

### Q. 仮契約書にも印紙は必？

A. 印紙税は、文書を作成する都度課税されますので、仮契約と本契約の2度にわたって契約書がさくせいされる場合は、それぞれに印紙税が課されます。

### Q. メールやFAXで領収書等を送付した場合は？

A. 印紙税は紙文書の現物を交付した場合が対象となるため、印紙は不要となります。

## 10連休に対する資金繰り等の対応を

◎金融機関等の利用……ATMは連休中も利用できませんが、窓口は原則休みとなるため、連休前後は混雑が予想されます。多額の現金が必要となる場合は、連休前の準備やATMの利用限度額引上げ等の対応を確認します。また、口座振替日が連休中に設定されている場合の引落日は5月7日となりますので、口座残高にご注意ください。

◎株式等の取引……取引所は休みとなり国内株式等の取引はできません。海外動向などにより、連休明けの国内市場が影響を受ける可能性があるため注意が必要です。なお、FX取引等は行えます。

◎郵便配達……普通郵便等の配達は、4月27日と5月2日に行われます。

## ★★★5月のチェックポイント★★★

※請求書・納品書・領収書・その他帳票類に「平成」を使用している企業は、「令和」または「西暦」への切り替えを行います。

※個人住民税特別徴収の納税通知書が届いたら、賃金台帳に転記して6月からの徴収に備える。

※固定資産税の納税通知書が届いたら、課税内容が適正かチェックして納付期限を確認する。

※自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に対して課税されるので、買換え・廃車等の有無を確認して課税に備える。